

船舶事故等調査報告書

平成27年4月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第194号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年10月29日 04時30分ごろ
発生場所	香川県高松市男木島北西岸 男木島灯台から真方位250° 300m付近 (概位 北緯34° 25.96′ 東経134° 03.46′)
事故等調査の経過	平成26年11月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第五十八住宝丸、199トン
船舶番号、船舶所有者等	134885、住宝丸活魚運搬株式会社
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海） 航海士A、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	船底に擦過傷
事故等の経過	A船は、船長及び航海士Aほか3人が乗り組み、航海士Aが、単独の船橋当直につき、約11ノットの速力で自動操舵により備讃瀬戸東航路を東北東進した。 航海士Aは、眠気を感じたが、間もなく備讃瀬戸東航路東口付近の当直交替場所であり、それまで居眠りすることはないと思い、舵輪後方の椅子に腰を掛け、航行を続けていたところ、居眠りに陥り、同航路内の予定変針場所を通過し、平成26年10月29日04時30分ごろ男木島北西岸に乗り揚げた。 船長は、自室で就寝中に乗揚の衝撃で目覚め、すぐに船橋に上がり、機関を後進に掛けて離礁した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の中央期
その他の事項	本船の喫水は、船首約2.8m、船尾約4.2mであった。 航海士Aは、10月28日が休日であり、27日、28日とも各8時間の睡眠をとっていた。 航海士Aは、01時30分ごろ船橋当直につき、05時30分ごろ次直の船長と交替する予定であった。 航海士Aは、ふだん、眠気を感じた時には、操舵室の窓を開けて空気を入れ替えていたが、本事故当時は、閉めたままであった。 船長は、ふだん、乗組員に対し、眠気を感じたときは、窓を開けて空気を入れ替えることなどを指示し、それでも眠気が払拭できないと

	<p>きは、報告するよう指示していた。</p> <p>本船には、船橋航海当直警報装置がなかった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、備讃瀬戸東航路を自動操舵で東北東進中、単独で船橋当直に当たっていた航海士Aが居眠りに陥ったことから、男木島北西岸に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>航海士Aは、眠気を感じたものの、船橋当直を交替するまでに居眠りすることはないと思い、椅子に腰を掛けた状態で船橋当直を続けたことから、居眠りに陥ったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、本船が、備讃瀬戸東航路を自動操舵で東北東進中、単独で船橋当直に当たっていた航海士Aが居眠りに陥ったため、男木島北西岸に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船橋当直中に眠気を感じた場合は、体を動かしたりするなどして眠気を払拭すること。また、眠気を払拭することができないときは、他の乗組員と船橋当直を交替すること。</li> </ul>